

森林整備業務成績評定試行要領

(全面改正 平成 19 年 4 月 1 日適用(平成 19 年 3 月 27 日付け 18 森政第 151 号))

(最終改正 令和 8 年 4 月 1 日適用 (令和 8 年 3 月 30 日付け 7 森政第 564 号))

(趣旨)

第 1 この要領は、長野県が発注する森林整備業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって森林整備業務の品質確保と受注者の技術力向上に資することを目的とする。

(評定の対象業務)

第 2 評定の対象は、原則として 1 件の請負又は委託金額（最終の請負又は委託額。以下同じ）が 100 万円以上で、かつ除間伐等選木を必要とする作業を含む森林整備業務とする。

(評定者)

第 3 評定者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 監督員・主任監督員

主任監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する発注機関の係長若しくは発注機関の長の指定する職員をいう。

(2) しゅん工検査員

(3) 総括監督員

総括監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する発注機関の課長若しくは発注機関の長の指定する職員をいう。

2 監督員等の変更に伴い評定者が 2 人以上となる場合は、評定者相互で協議のうえ評定するものとする。

(評定の方法)

第 4 評定者は、第 2 に規定する評定対象の森林整備業務ごとに、監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 評定は、森林整備業務成績評定表（以下、「評定表」という。）により行うものとする。

3 評定項目の「法令遵守等」は当該業務における状況を考慮するものとし、当該業務期間中に生じた事実や業務完了後に判明した事実を対象とする。

(評定の時期)

第5 評定は、対象森林整備業務がしゅん工検査に合格後、すみやかに実施するものとする。

(評定の照査)

第6 発注機関の長は、評定結果の通知に先立ち、評定が公正かつ適正に行われたどうかの照査を行うものとする。

2 発注機関の長は、評定の照査に当たっては、必要に応じて発注機関ごとに設置する「工事等成績評定評価委員会」(以下「委員会」という。)に意見を求めることができるものとする。

(評定結果の通知)

第7 発注機関の長は、評定者から評定表が提出された場合は、遅滞なく、当該森林整備業務の受注者に対して、評定の結果を森林整備業務成績評定通知書(様式第1-1)により通知するものとする。

(評定の公開)

第8 本試行要領に係る文書については、以下の各号の定めるところにより公開するものとする。

(1) 長野県公式ホームページで公開するもの

①森林整備業務成績評定試行要領

②森林整備業務成績評定表、項目別評定点、森林整備業務成績採点表の各様式

(2) 発注機関で閲覧するもの

①森林整備業務成績評定通知書(様式第1-1)((別記1)を除く)、

森林整備業務成績評定修正通知書(様式第1-2)((別記-2)を除く)

②項目別評定点(別表1)、項目別修正評定店(別表2)

③第10及び第11に定める説明請求書(再説明請求書を含む)及びその回答

(3) 請求により公開するもの(当該森林整備業務の受注者・現場代理人及び専門技術者本人は求め(口頭の請求)により、第三者には公文書公開請求により、①②を公開)

①森林整備業務成績評定表(別記-1)、森林整備業務成績修正評定表(別記-2)

②評定根拠(森林整備業務成績採点表)

(評定の修正)

第9 発注機関の長は、第7の通知後、当該評定を修正する必要がある場合(瑕疵の発生など)は、第6第2項に定める委員会に意見を求め修正できるものとする。

2 評定の修正は、森林整備業務成績修正評定表(別記-2)により行うものとする。

3 発注機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該業務の受注者に対

して、評定の結果を森林整備業務成績評定修正通知書（様式第1-2）により通知するものとする。

また、その写しを遅延なく、森林政策課長に提出するものとする。

（説明請求）

第10 第7又は第9第3項による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（長野県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に発注機関の長に対し、説明請求書を提出※し、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。

※郵送の場合は、当日消印を有効とする。

2 発注機関の長は、前項による説明を求められた場合は、様式第2により回答するものとする。

また、その写しを遅延なく、森林政策課長に提出するものとする。

3 発注機関の長は、前項による回答を行う場合、第6第2項の委員会に意見を求めることができるものとする。

4 発注機関の長は、説明請求者に対し、説明請求書を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。ただし、委員会に意見を求める場合は、説明請求書を受理した日の翌日から起算して15日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

（再説明請求）

第11 第10第2項の回答書を受けた者は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、知事に対して再説明請求書を提出※し再説明を請求することができるものとする。

※郵送の場合は、当日消印を有効とする。

2 知事は前項による再説明の請求があったときは、入札及び契約に係る苦情申立手続要領（令和2年3月18日付け元契検第140号。以下「手続要領」という。）第14、第15、第16及び第18に基づき処理するものとする。

ただし、第14第2項については、第2号によるものとする。

3 前項において再説明請求者への回答は、様式第3-1又は様式3-2（第9第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合）によるものとし、却下する場合は手続要領の様式6によるものとする。

4 再説明請求の処理における手続要領の適用にあたっては、「再苦情」を「再説明」と、「申立」を「請求」と読み替えるものとする。

- 附則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 21 年 1 月 9 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○○ 様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定通知書

貴社が受注した森林整備業務について、森林整備業務成績評定試行要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定内容に疑問がある場合には、当該通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面により当所に対して説明を請求することができます。

説明の請求に対しては、書面により回答します。

説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記 6 のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名
- 2 工 期 令和○年○月○日～令和○年○月○日
- 3 しゅん工年月日 令和○年○月○日
- 4 しゅん工検査年月日 令和○年○月○日
- 5 評定点 ○○ 点 森林整備業務成績評定表及び項目別評定点は、別紙のとおり
- 6 担当課・係 〒○○○-○○○○
○○○市 大字○○
○○○○○○ ○○課 ○○係
電話○○○○-○○-○○○○（代） 内線○○○○

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○○ 様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定修正通知書

貴社が受注した森林整備業務について、森林整備業務成績評定試行要領に基づき評定結果を修正したので通知します。

なお、評定内容に疑問があり、書面により回答を求める場合には、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面により当所に対して説明を請求することができます。

説明の請求に対しては、書面により回答します。

説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記6のとおりです。

記

1 工事名・箇所名

2 工期 令和○年○月○日～令和○年○月○日

3 しゅん工年月日 令和○年○月○日

4 しゅん工検査年月日 令和○年○月○日

5 修正評定点 ○○ 点

森林整備業務成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別紙のとおり

6 担当課・係

〒○○○-○○○○

○○○市 大字○○

○○○○○○ ○○課 ○○係

電話○○○○-○○-○○○○（代） 内線○○○○

令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○○ 様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定に係る説明請求への回答について

令和 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

本回答に疑問がある場合には、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面により、知事に対して再説明を請求することができます。

再説明の請求に対して書面により回答します。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記3のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名
- 2 疑問に対する回答
- 3 送付先及び問い合わせ先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

県庁内 林務部 森林政策課 指導担当

電話 026-235-7265（直通）

令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○ 様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定に係る説明請求への回答及び評定点の修正について

令和 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。また、説明請求のあった評定の一部について下記のとおり修正しましたので結果を通知します。

本回答に疑問がある場合には、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面により、知事に対して再説明を請求することができます。

再説明の請求に対して書面により回答します。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記4のとおりです。

記

1 工事名・箇所名

2 疑問に対する回答

3 修正評定点 点

森林整備業務成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別紙のとおり

4 送付先及び問い合わせ先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

県庁内 林務部 森林政策課 指導担当

電話 026-235-7265（直通）

令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○○ 様

知事名 印

森林整備業務成績評定に係る再説明請求への回答について

令和 年 月 日付で貴社から再説明を求められました評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名・箇所名
- 2 疑問に対する回答

様式第3-2

令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定に係る再説明請求に係る評定点の修正について

令和 年 月 日付けで貴社から再説明請求を求められました評定の一部について下記のとおり修正しましたのでその結果を通知します。

記

1 工事名・箇所名 令和 ○ 年度 ○ 工事 ○○ 市 大字 ○○ 工区

2 修正評定点 点

森林整備業務成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別紙のとおり

令和 年 月 日

森林整備業務成績評価に係る(再)説明請求書

発注機関の長 様
(長野県知事) 様 (再説明請求の場合)

(再)説明請求者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称〇〇〇〇 代表者名〇〇〇〇

令和 年 月 日付けで通知があった件について、下記のとおり説明を請求します。

記

1 (再)説明請求の対象となる工事等名・箇所名

工事等名 〇〇〇〇

工事等箇所名 〇〇〇〇

2 疑問のある事項

※ 疑問のある事項は、その根拠も含めて具体的に記入して下さい

(別記-1)

森林整備業務成績評定表

令和 年 月 日

事務所名

工 事 名	令和 年度		
箇 所 名			
契 約 金 額	当初：	最終：	
工 期	令和 年 月 日 ~	当初：	令和 年 月 日
		最終：	令和 年 月 日
しゅん工年月日	令和 年 月 日		
しゅん工検査年月日	令和 年 月 日		
受 注 者 氏 名			
専 門 技 術 者 氏 名			
発 注 機 関 の 長 氏 名			
評 定 者	評 定 点	職	氏 名
しゅん工検査員	点		
総 括 監 督 員	点		
主 任 監 督 員	点		
現 場 監 督 員			
法 令 遵 守	点		
評 定 点 合 計	点		

注 1) 各評定者の評定点は少数第1位までとする。

2) 評定点合計は四捨五入により整数とする。

別表1

項 目 別 評 定 点

令和 年 月 日

項 目	細 別	評定点／満点
1.施工体制	I. 施工体制一般	／ 10.0 点
	II. 配置技術者	／ 10.0 点
2.施工状況	I. 施工管理	／ 10.0 点
	II. 工程管理	／ 10.0 点
	III. 安全対策	／ 15.0 点
	IV. 出来型管理	／ 5.0 点
3.工事特性	I. 施工条件	／ 10.0 点
4.社会性	I. 对外関係	／ 5.0 点
5.出来形品質	I. 品質管理	／ 15.0 点
	II. 出来ばえ	／ 10.0 点
6.法令遵守等		点
評定点合計		／100.0 点

森林整備業務成績採点表 ※ 令和3年4月1日以降にしゅん工検査を行う森林整備業務及び成績評定を修正する森林整備業務から適用

工事名：	令和	年度	
箇所名：			
受注者：			
監督員：	所属	職指名	
主任監督員：	所属	職指名	
総括監督員：	所属	職指名	
しゅん工検査員：	所属	職指名	

(1/5) 監督員・主任監督員評価

評価項目		評 価 (該当項目にチェックを入れる)		
		a (係数1.0)	b (0.7)	c (0.5)
施工体制 (監督員評価) (主任監督員評価)	施工体制一般 10 (主任監督員)	<input type="checkbox"/> 工事規模に応じた人員での施工体制となっている <input type="checkbox"/> 下請負人通知書、施工体制台帳が整備され、施工体系図、工事看板が現場に掲げられ、現場と一致している。 <input type="checkbox"/> 各種退職金共済に加入しており、証紙の購入がなされている <input type="checkbox"/> 下請けを使わず、自ら施工している	チェック数 3~4 … a 1~2 … b 0 … c	<input type="checkbox"/> 間伐作業が2人以下で実施されているなど施工体制に不備があり、文書で指示を行った <input type="checkbox"/> 労災（林業）、雇用保険への加入状況が確認できなかった <input type="checkbox"/> 下請負人通知書に記載のない者による施工が確認されたため、文書で指示を行った。 <input type="checkbox"/> 一括下請けが確認されたため、文書で指示を行った この項目があれば…c <input type="checkbox"/> 上記指示を行っても、改善されなかった場合はこの項目の評価はしない
	評点			
配置技術者 10 (監督員)	配置技術者 10 (監督員)	<input type="checkbox"/> 専門技術者が常駐し、工事全体が把握できている <input type="checkbox"/> 監督員との連絡調整が円滑である <input type="checkbox"/> 書類整理、資料整理がその都度適切に処理されている <input type="checkbox"/> 設計図書をよく理解して、現場に反映している <input type="checkbox"/> 設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は適切に対応している	チェック数 4~5 … a 2~3 … b 0~1 … c	<input type="checkbox"/> 専門技術者が専任していないため、文書で指示を行った <input type="checkbox"/> 代理人が常駐していないため、文書で指示を行った この項目があれば…c 上記指示を行っても、改善されなかった場合はこの項目の評価はしない
	評点			

(2/5) 監督員評価

評価項目		評価 (該当項目にチェックを入れる)		
		a (係数1.0)	b (0.7)	c (0.5)
施工状況 (監督員評価)	施工管理 10	<input type="checkbox"/> 施工計画書と現場施工体制が一致している <input type="checkbox"/> 施工計画書と現場施工方法が一致している <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容が設計図書や現場条件を反映している <input type="checkbox"/> 設計図書等に表示された内容を理解し、実施するための工夫や取組がされている <input type="checkbox"/> 工事記録の整備が適時・的確に行われている <input type="checkbox"/> 施工計画書に週休2日を確保する工程計画を立て、実施した。	チェック数 4~6 … a 2~3 … b 0~1 … c	<input type="checkbox"/> 施工計画書の提出が本体工事着手日以降であった この項目があれば… c
	評点			
	工程管理 10	<input type="checkbox"/> 契約書に定める工事開始日から起算して30日以内に着手した <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が早く、工事が円滑に進捗した <input type="checkbox"/> 日曜日や祝日等休日の確保を行っている <input type="checkbox"/> 週休2日を確保する工程計画を立て、実現した。 <input type="checkbox"/> 打合せが迅速に行われ、工程に遅れが生じなかった <input type="checkbox"/> 地元調整を積極的に行い、円滑な進捗を図った	チェック数 4~6 … a 2~3 … b 0~1 … c	<input type="checkbox"/> 自主的な工程管理が行われず、監督員から文書による改善指示がなされた この項目があれば… c
	評点			
	安全対策 15	<input type="checkbox"/> TBM、KY等を実施し、記録が残されている <input type="checkbox"/> 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている <input type="checkbox"/> 使用機械の整備がなされ、適正に管理されている <input type="checkbox"/> リスクアセスメント又はこれに準ずる取組を実施している <input type="checkbox"/> かかり木が無い、又は処理が適正に行われている <input type="checkbox"/> 特殊健康診断を受診させている <input type="checkbox"/> 伐採方法が適切である	チェック数 6~7 … a 3~5 … b 0~2 … c	
	評点			
	出来型管理 5	出来型が測定基準を満足していて、ばらつきが基準値の60%以内である	a及びbに該当しない	出来型が測定基準を満足せず、基準値を超えるものがあり、ばらつきが多い
	評点	b		

(3/5) 総括監督員評価

評価項目		評価 (該当項目にチェックを入れる)		
工事特性 (総括監督員評価)	施工条件 10	<input type="checkbox"/> 現場が遠く、徒歩で片道1時間以上かかる…3点 <input type="checkbox"/> 傾斜が35°以上の面積が8割以上である…3点 <input type="checkbox"/> 雨、雪、風等の自然条件の影響が大きく対応を行った…2点 <input type="checkbox"/> 動植物等の自然環境の保全に配慮しなかった…2点		
	評点			
社会性 (総括監督員評価)	対外関係 5	<input type="checkbox"/> 工事着手前に市町村等に対し適切な説明、打合せを行った <input type="checkbox"/> 土地所有者や地元住民と適切な調整を行い苦情やトラブルが無かった。または、寄せられた苦情に対し、誠意を持って対応した <input type="checkbox"/> 週休2日を確保するために特質すべき取り組みを行った。(道路利用者・地域住民への周知説明、下請け会社等との調整。)	チェック数 2~3 … a 1 … b 0 … c	<input type="checkbox"/> 受注者の対応への苦情が2名以上から寄せられた <input type="checkbox"/> 設計図書等に定められた協議が自主的に行われず、文書で指示を行った この項目があれば… c
	評点	a (係数1.0)	b (0.7)	c (0.5)

(4/5) 総括監督員評価

評価項目	法令遵守等の該当項目一覧表			
法令遵守等 (総括監督員)	措 置 内 容	点数	該当項目	点数
	■ 1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点		
	■ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	□ 8. 総合評価落札方式の条件を満たせなかった。	-2点～ -10点
	■ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点		
	■ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	条件を満たせなかった項目数により-2点から-10点とする。(1項目につき-2点)	
	■ 5. 文書注意	-8点	理由:	
	■ 6. 口頭注意	-5点		
	■ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点		— 点
	該当項目なし			
	<p>① 本評価項目(法令遵守等)で評価する事例は、「業務の施工にあたり、業務関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「業務の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「業務関係者」とは、②を履行する業務現場に従事する現場代理人、専門技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5 当該業務関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 7 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 8 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 9 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 10 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 11 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 12 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 13 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 14 その他 <p style="text-align: right;">理由: _____</p>			

(5/5) しゅん工検査員評価

評価項目		評価 (該当項目にチェックを入れる)		
		a (係数1.0)	b (0.7)	c (0.5)
出来型・品質 (検査員評価)	品質管理 15	<input type="checkbox"/> 出来型管理図又は出来型管理表が適切であり、確認できる <input type="checkbox"/> 記録写真がよく整理されており、判りやすい <input type="checkbox"/> 設計図書どおり現場が仕上がっており、修補がない <input type="checkbox"/> 電子納品に対する積極的取組がされている	チェック数 4 … a 2~3 … b 0~1 … c	<input type="checkbox"/> 竣工検査において、「修補指示書」 によって修補指示を行った この項目があれば…c
	評点			
(本数調整伐・間伐) 出来型・品質 (検査員評価) ※1	出来栄え 10	<input type="checkbox"/> 出来型が測定基準を満足している、ばらつきが基準値の80%以内である(伐採率等を指定した場合) 選木が適切である(ばらつきで判断できない場合) <input type="checkbox"/> 残存本数が均一である(一斉林の場合) 残存木が適切な密度で配置されている(不均一な林相の場合) <input type="checkbox"/> 地際近く又は、仕様書に沿った伐採となっている <input type="checkbox"/> 伐採木が移動しない措置がされている <input type="checkbox"/> 枝が処理されて幹が地面に接している <input type="checkbox"/> 残存木に伐採時の損傷がない <input type="checkbox"/> 全体的な仕上げが丁寧に行われていることが確認できる。	チェック数 5以上 … a a及びcに該当しない … b 2以下 … c	
	評点			
(除伐) 出来型・品質 (検査員評価) ※1	出来栄え 10	<input type="checkbox"/> 林床に十分光が入る <input type="checkbox"/> 支障木、つる等が適切に処理されている <input type="checkbox"/> 地際近くまたは、仕様書に沿った伐採となっている <input type="checkbox"/> 伐採木が移動しない措置がされている <input type="checkbox"/> 残存木に伐採時の損傷がない <input type="checkbox"/> 全体的な仕上げが丁寧に行われていることが確認できる。	チェック数 5以上 … a a及びcに該当しない … b 2以下 … c	
	評点			

※1 評価する項目は作業内容にあった項目で評価し、本数調整伐・間伐と除伐の両方がある場合は、主たる工種により評価する。

監督員 主任監督員	/ #	60
総括監督員	/ #	15
しゅん工検査員	/ #	25
法令順守 (総括監督員)	-	
評点 計	/ #	100